

岩手県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年4月2日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
 岩手県監査委員 樋下 正信
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員	
岩手県食肉衛生検査所	平成22年2月9日	樋下 正信	谷地 信子
岩手県立県民生活センター	平成22年3月15日	菊池 武利	
岩手県福祉総合相談センター	平成22年3月23日	"	
岩手県環境保健研究センター	平成22年2月16日	樋下 正信	菊池 武利
岩手県精神保健福祉センター	平成22年2月23日	菊池 武利	
岩手県立杜陵学園	平成22年3月15日	"	
岩手県立産業技術短期大学校	平成22年2月9日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県病害虫防除所	"	樋下 正信	谷地 信子
岩手県農業研究センター	"	"	"
岩手県林業技術センター	平成22年2月16日	"	菊池 武利
北上川上流流域下水道事務所	"	"	"
花巻空港事務所	平成22年2月10日	"	谷地 信子
岩手県消防学校	平成22年3月15日	菊池 武利	
盛岡教育事務所	平成22年2月23日	"	
花巻教育事務所	平成22年2月10日	樋下 正信	谷地 信子
岩手県立図書館	平成22年2月23日	"	"
岩手県立盛岡第一高等学校	平成22年2月16日	谷地 信子	
岩手県立盛岡第二高等学校	"	"	
岩手県立盛岡第三高等学校	"	千葉 康一郎	谷地 信子
岩手県立盛岡第四高等学校	"	樋下 正信	菊池 武利
岩手県立盛岡北高等学校	"	千葉 康一郎	谷地 信子
岩手県立盛岡南高等学校	平成22年2月9日	"	菊池 武利
岩手県立不来方高等学校	"	"	"
岩手県立杜陵高等学校	平成22年2月16日	谷地 信子	
岩手県立盛岡工業高等学校	平成22年2月9日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県立盛岡商業高等学校	平成22年2月16日	樋下 正信	"
岩手県立沼宮内高等学校	平成22年2月17日	千葉 康一郎	谷地 信子
岩手県立葛巻高等学校	平成22年2月22日	菊池 武利	
岩手県立雫石高等学校	"	"	
岩手県立紫波総合高等学校	平成22年2月10日	千葉 康一郎	菊池 武利
岩手県立花巻北高等学校	"	樋下 正信	谷地 信子

岩手県立花巻農業高等学校	平成22年2月10日	樋下正信	谷地信子
岩手県立盛岡視覚支援学校	平成22年2月23日	〃	〃
岩手県立盛岡聴覚支援学校	平成22年3月15日	菊池武利	
岩手県立盛岡となん支援学校	平成22年2月9日	千葉康一郎	菊池武利
岩手県立盛岡青松支援学校	平成22年2月16日	樋下正信	〃
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	平成22年3月15日	菊池武利	
岩手県立盛岡みたけ支援学校	平成22年2月22日	〃	

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 岩手県食肉衛生検査所 役務費の支出に当たり、契約担当者の決裁を経ずに契約するとともに、履行確認後相当期間経過したにもかかわらず支出されていないものが2件、50,775円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県農業研究センター 生産物売払収入の徴収に当たり、調定していないものが1件、826,462円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 盛岡教育事務所
 - ア 旅費の支給に当たり、旅行完結確認後相当期間経過してから支給しているものが182件、400,140円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 扶養手当、期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、179,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 岩手県立不来方高等学校 私用光熱水費の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが3件、111,112円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 岩手県立沼宮内高等学校 教職員住宅用地に係る不動産賃貸借契約に当たり、支出負担行為を行っていないものが1件、205,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (6) 岩手県立紫波総合高等学校 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、62,036円、少なく支給しているものが1件、84,369円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (7) 岩手県立盛岡となん支援学校 勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、8,646円、少なく支給しているものが1件、29,686円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (8) 岩手県立盛岡青松支援学校
 - ア 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 寒冷地手当の支給に当たり、支給地域の区分の認定誤りにより、手当を支給していないものが1件、51,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。